# 総力戦体制下における新聞共販制度

# ――日本新聞聯盟業務委員会の役割を中心に―

西澤梨花

はじめに

論統制が強められていった。 南統制が強められていった。 大閣に情報機関が設置されるなど、新聞をはじめとするメディアへの言戦争が勃発し長期化するなかで、「思想戦」「宣伝戦」の遂行を目指し、これを受け、情報宣伝に関しさまざまな研究が進められた。結果、日中これを受け、情報宣伝の面における世界への立ち遅れが指摘された。第一次世界大戦以後、世界的に「総力戦」の概念が提唱されるように

発宣伝の展開を構想した。各省がそれぞれ設置していた情報機関を統合内閣は新体制運動とならんで、強力な政府情報機関による情報活動と啓限又は禁止し、これに違反した場合は発売、頒布を禁止することができ限又は禁止し、これに違反した場合は発売、頒布を禁止することができ版物に対し、「国家総動員上必要アルトキ」は、勅令によって掲載を制版物に対し、「国家総動員上必要アルトキ」は、勅令によって掲載を制いて国家総動員法が公布された。同法第二○条は、新聞紙やその他の出口中戦争勃発の翌昭和十三年(一九三八)四月、第一次近衛内閣にお日中戦争勃発の翌昭和十三年(一九三八)四月、第一次近衛内閣にお

となり進められていく。十二月に内閣に情報局が設置された。以後の言論統制は、情報局が中心して、情報部機構を強化することを重要政策に取り上げ、昭和十五年して、情報部機構を強化することを重要政策に取り上げ、昭和十五年

おり、注目される。
に多くの研究がなされている。とくに新聞に関しては、さまざまな視点かついても多くの研究がある。とくに新聞に関しては、さまざまな視点から研究がなされている。また、政府や軍部とメディアの関係性にに多くの研究がある。とくに新聞に関しては、さまざまな視点から研究がなされている。また、政府や軍部とメディアの関係性ににあるの研究がなされている。

実施された。 実施された。 実施された。 実施された。 実施された。 大田間のは、 大田間のは、 大田で関連をである。 大田のは、 大田で関連をである。 大田のは、 大田でである。 大田のは、 大田でである。 大田のは、 大田でである。 大田ででは、 大田でで、 大田で、 大田で 大田で

聯盟の取り組みのひとつとして、その実施過程に言及しているが、概説 以共販制については、里見脩氏が「新聞統合」の過程における日本新聞

の関係性を明らかにする足がかりになると考える。網羅する戦時新聞体制の一端が明らかになるとともに、権力とメディア共販制について詳細に、実施後の状況も含めてみていくことで、全国をこのほかに共販制に特化した研究は、管見の限り見当たらない。そこで、的な内容に留まっており、各地方の具体的な実施結果には触れておらず、

紙数が他県に比べ多かった長野県の実施状況から、言及する。実施によりどのような結果がもたらされたのか、戦前における県内新聞日本新聞聯盟業務委員会の役割に注目して考察する。さらに、共販制の本稿では、先行研究を踏まえ、共販制が実施にいたるまでの過程を、

## 、日本新聞聯盟の成立

# ⑴ 新聞界の自主的統制団体設立への動き

界の統制団体についてみていきたい。本稿の主題である共販制の考察に入る前に、同制度の母体となる新聞

次のように言論統制方針の見直しが図られた。 第二次近衛内閣が成立する直前の昭和十五年二月、米内光政内閣期に

## 、新聞の道義的協力を需むる方法

新聞指導の効力の如何に微弱なるかを知り得よう。ない。〔中略〕一度困難なる政治問題に当面すれば「懇談」によるその「時局協力」は今日既に飽和点に達してゐるものと見ざるを得所であるが、今日の新聞社が商業主義の「営業」に立つ以上、〔中略〕この方法が今日現に相当の効果を挙げつつあることは万人の認むる

#### (中略)

四、新聞の営業部面を掣肘する方法

当者が常に営業担当者の掣肘を受くるからである。営業部面の発言 聞の本質が売ることを第一義とする商品であるからである。 設置し(必ずしも官制を要せず)、商工大臣は右委員会の議決を経 ると信ずる。その具体案は、内閣に新聞用紙管理委員会〔中略〕 みを利かすことゝすれば新聞指導上の効果は相当の実績を期待し得 若しこれを内閣に引取り政府の言論対策を重心とする「政務」とし 「鍵」は新聞の も現在の新聞がこの程度の紙面しか作成出来ない所以のものは、 編集陣営のものが如何に時局認識に徹し、 て各新聞社に対する用紙配給量を決定することとする。 て処理するならば、換言すれば、政府が之によつて新聞に相当の睨 は紙面の方向を決定する程の威力を有つてゐる。 「営業」を抑へることであらねばならぬ。 国家的自覚を有して居 従つて新聞対策の 〔後略〕 〔中略〕 即ち担 新

移管され、本格的に営業面への統制が開始された。 移管され、本格的に営業面への統制が開始された。この方針のとおり、統制をスムーズに進めることが目指された。この方針のとおり、に必要不可欠な紙資源の供給権を押さえ、営業面に圧力を加えることに関するという統制方法が主であった。しかし、このときより新聞の発行関に対している。

、委員会ハ新聞雑誌用紙ノ一般的統制方針並ニ今後創刊セントス

量ニ関シ協議スルモノトス〔後略〕給又ハ使用紙量ノ増加ヲ申請セルモノニ付供給ノ要不要及供給数が新聞雑誌又ハ現在発行セラレ居ル新聞雑誌ニシテ用紙ノ新規配

を次のように総括している。のだろうか。昭和十七年の『新聞総覧』は、多くの新聞が置かれた状況のだろうか。昭和十七年の『新聞総覧』は、多くの新聞が置かれた状況をれでは、新聞側は以上のような状況に、どのように対応していった

しめてゐる。〔後略〕 ――たとへば販売拡張や増頁戦さては号外速報戦までも不可能なら[前略]相つぐ用紙の減配は、新聞事業の生命とも言ふべき諸競争

政府の資材制限に対応する必要が生じたのであった。は厳しくなった。このような営業状況のなかで、新聞界には当然ながら、政府の目論見どおり、統制の強化によって新聞が営利を追求すること

なっていた。 政府による相次ぐ地方紙間での整理統合や、全国紙の地方進出も盛んに 十月十二日を以て大政翼賛会が発足したことである。また、同時期に、 ていた。要因の一つとして、存続基盤である政党が解散し、昭和十五年 同時期に、地方紙や業界紙は他の要因からも、存続の危機にさらされ

閣情報部に提出した。

閣情報部に提出した。

「新聞新体制」についての意見書を情報局の前身である内の考えから、「新聞新体制」についての意見書を情報局の前身であると国家との結びつきを深めることで全国紙の動きを抑制し、存続を図ると全国紙による地方進出への対抗が火急の問題であった地方紙各社は、全国紙による地方進出への対抗が火急の問題であった地方紙各社は、

旋した。 性が問題視されたためである。とくに、 統制団体の結成」を働きかけた。 る両者間の対立が激しく、 全国紙同士、 検閲担当である警保局とも連絡し、全国紙と地方紙の間の調整を行った。 確立を期せんとするもの」として、新聞業界の自主的統制団体結成を斡 大阪毎日新聞・高石真五郎、読売新聞 体の組織とし報道、 これを受けた政府は、 統制団体設置にあたり、 こうして、 あるいは地方紙同士の販売競争や、 戦時における新聞統制団体設置へと進んでいく。 営業両面における刷新を図り、 新聞統制における「朝野対立」を避け、 現状のまま共同組織を作っても分裂する可能 同盟通信社社長古野伊之助が情報局や内務省 全国紙の朝日新聞・緒方竹虎、 正力松太郎らに対して「自主的 全国紙の地方進出によ 所謂新聞. 新体 「官民

結果的に、次のような状況がみられた。

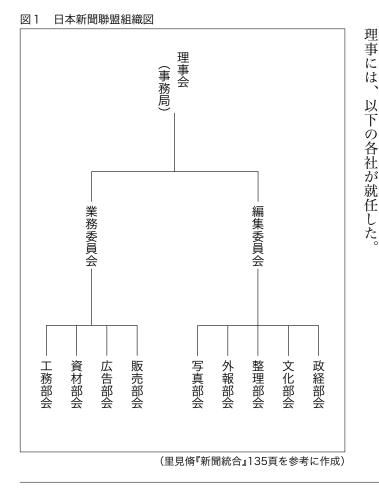
を待つのみである。〔後略〕
「前略〕地方新聞や業界新聞の整理廃合の進展は、漸く大新聞の領値的。近時ののののである。〔後略〕地方新聞や業界新聞の整理廃合の進展は、漸く大新聞の領

二日、第一回設立準備委員会が開催された。主的統制団体設置に応じることとなった。こうして、翌昭和十六年五月き統制に乗り出すべきである」との認識から、全国紙は消極的ながら自さらに、「統合整理が免れ難き運命ならば、自らの手で、最も好まし

## ② 日本新聞聯盟の成立

と略す)が成立した。その機構は図1のとおりである。報の田中都吉を理事長として、社団法人日本新聞聯盟(以下、新聞聯盟準備委員会が開催された結果、昭和十五年五月二十八日、中外商業新

理事会は最高協議・決議機関であり、これの下に編集と業務の二委員理事会は最高協議・決議機関であり、これの下に編集と業務の二委員理事会は最高協議・決議機関であり、これの下に編集と業務の二委員



全国紙:朝日、大阪毎日(東京日日)、読売、報知、中外商業

地方紙:北海タイムス(札幌)、河北新報(仙台)、新愛知(名古屋)、

福岡日日

(福岡)

事:都、中国(広島)、合同(岡山)、

監

めの苦心のあとがみられる。全国紙と地方紙に同数の役員を割り当てた点に、両者の対立を防ぐた

網羅することとなった。社とほぼ同数の一一二社が加盟したため、日本の主要新聞社の大部分を社とほぼ同数の一一二社が加盟したため、同年十二月には同盟加盟新聞が加盟したが、その後同盟の勧誘により、同年十二月には同盟加盟新聞新聞聯盟には、発足直後の六月時点で全国紙と有力地方紙の計三一社

販制実施までの過程においても、 きを抑制したいという思惑があった。 少しでも統制を自分たちに都合よく進めたいという思惑があった。 づけは、 は共通するが、全国紙には前述したように、「自主的」組織の結成により、 方で、地方紙は新聞聯盟を通じて国家に統制を促すことで、 に国家による「強圧的天下り統制」を軽減・防御する方策と捉えた。 加盟した新聞社のなかでも、 それぞれ異なっていた。ともに、 全国紙と地方紙の新聞聯盟に対する位置 対立が続く根源となった。 両者の相違は、 資材制限への対抗という目的 新聞聯盟による共 全国紙の動 同時

きたものの、実際にはその運用上における新聞側との対立を避け、「且れたという点にある。政府は、新聞の自主的統制団体の設立を支持して新聞聯盟の大きな特色は、政府側からも関係者が介入する制度が取ら

聯盟参与理事に就任した。 久富達夫、情報局第二部長吉積正雄、 自ら参与して、 つ官民一体となつて正しき運営を行ふ」ため、「聯盟の機構の中に政府 積極的な協力」を行ったのである。 内務省警保局長橋本清吉らが新聞 実際に、 情報局次長

ŋ

新聞総覧』は、 新聞聯盟を次のように評している。

ぬ一体化を準備したからに他ならない。 前 !からすべて政府と密接な連絡を計り常にその意を汲んで水も漏さ 略 官庁関係が非常に迅速円滑に運ばれたのは、 〔後略〕 <sup>[5]</sup> 新聞聯盟結成

初からその意図を反映させた体制をつくっていたことは、 こうして、共販制実施を主体となって進めていく新聞聯盟が発足した。 新聞聯盟は名目上新聞界の自主的統制団体であったが、 注目される。 政府が設立当

# 新聞共同販売制度実施まで

### (1)聞用紙配給調整 への着手

度がどのような過程で実施にいたったのかを考察する。 本節では、 前節で取り上げた新聞聯盟の業務委員会を中心に、 共販制

減する、

という内容が部数調査案に盛り込まれていた。

をとっていた。 用紙供給の削減量を「昭和十二年度の実績」を基準として決定する方法( の不満が高まったことから、 聞聯盟が、 和十五年当時、 発足後まず着手したのは、 しかし、 内閣に置かれた新聞雑誌用紙統制委員会は、 地方紙から古い年度の実績を基準とすること 統制委員会は新聞業界自身に用紙削減量 新聞用紙配給量の調整であっ 新聞

> 地調査し、 その他の理事、 聞に出向していた務台光雄により、 理事会から業務委員会へと、半ば強引に審議の場を移すこととなった。 いう。 その公開は経営上死活問題であり、 は新聞社経営の実態を示す数値であり、各新聞社にとっては極秘事項で 紙が公表することについて議論がなされることになる。「有代発行部数 を決定させることを企図した。 めた様式に基づく報告書を提出する。提出された報告書の真偽について、 表対象を新聞聯盟理事と監事の一四社に限定し、それらは新聞聯盟 あった。広告料金への影響や、取引銀行との関係に支障をきたすなど、 発行部数」 られていくこととなった。 十六年下期は、 これを受け、まずは新聞聯盟理事会において六月二日から協議 六月九日の業務委員会において、 「昭和十六年度下期の用紙割当基準」が新聞聯盟に諮問され 議論は紛糾した。そこで、各社用紙配給量決定の基準となる「有代 結局、 (読者から代金を徴収する新聞を「有代紙」という)の数値を各 万一報告に虚偽があった場合は、 情報局第二部第一課長松村秀逸が公表に賛成したことで、 監事社代表で構成する調査員が、 全体で一 割ないし一割五分の制限」という意向を内で 政府側参与の吉積情報局第二部長が、 新聞聯盟発足の五月三十一日、 読売新聞正力松太郎の指示で報知新 虚偽や水増しは常套手段であったと 部数調査案が提示された。 罰則として用紙配給量を削 販売店を抜き打ちで現 情報 が 昭 の公 が定 重 局 和 ょ ね

の朝日 偽 とその後の調査が実施されたものの、実際に調査されたのは大手全国紙 結果、 の報告はな」 ・ 毎 日・ 業務委員会でこの調査案が採択され、 読売新聞のみであった。 「過去数十年間の販売拡張戦」 「現地調査の結果、 約 は 週間で報告 「今や新聞 ほとんど虚 書の提出 聯盟

起こることもなく決定したといえる に一致結束」し、「制裁取り決めは無用の長物と化した」と評された。 下に一致結束」し、「制裁取り決めは無用の長物と化した」と評された。 下に一致結束」し、「制裁取り決めは無用の長物と化した」と評された。 を基準の対象とすべきである」との意見で業務委員会は一致し、「昭和 を基準の対象とすべきである」との意見で業務委員会は一致し、「昭和 を基準の対象とすべきである」との意見で業務委員会は一致し、「昭和 である」との意見で業務委員会は一致し、「昭和 であるのか新聞社に限られ、特に前述の調査の時と同様、朝日、毎日、読売 であるのか新聞社に限られ、特に前述の調査の時と同様、朝日、毎日、読売 である」との意見で業務委員会は一致し、「昭和 と本さることもなく決定したといえる

## (2) 全国紙・地方紙間の対立緩和

ま。 軍省情報部嘱託大熊武雄による新聞統制に関する次の試案に基づいていのときから、共販制を巡り激しい論争が起こる。松村による諮問は、陸松村秀逸が新聞聯盟理事会に、共販制の実施について諮問してきた。こ前述のように、用紙配給基準について討議が重ねられるなか、情報局

を考慮して販売店の数を限定し愛読せんとする新聞紙の選択は恰もち先づ全国新聞社の販売機関を統合整理して一元化し資本金三千万円至五千万円程度の一大共同販売会社を創立し各新聞社及販売店にで、本社を東京に置き、大阪に支社その他の各地に支いが全国新聞社の販売機関を統合整理して一元化し資本金三千万年。

希望する新聞紙を配達するだけに留め〔後略〕(宮)煙草の如く読者の自由意思に任せ、共同販売会社は単に華客先きの

を「新聞統制の重要な手段」であると考えていた。を達することは到底不可能である」とする同試案により、松村は共販制「新聞の統制に当つては、販売機構の改革を実行しなければ統制の目的

量の問題が一段落したのち、八月七日から検討が開始された。得べき共販機構の具体案」作成を業務委員会に諮問し、前述の用紙配給これを受け、理事会は七月二十九日の会合で「なるべく迅速に実行し

聞社の興廃を担っていた販売競争の停止を意味した。 を展開していた。こうした状況にあって、共販制を実施することは、新各店が契約読者に対し値引きや景品などさまざまな手段で販売拡張競争いて少し触れておきたい。各新聞社は、自紙販売店 (専売店) を組織化し、業務委員会での検討過程をみていく前に、当時の新聞販売の実態につ

る。た述したように、地方紙と全国紙の間で意見対立が起こったのであた。先述したように、地方紙と全国紙の間で意見対立が起こったのであるのため、この共販制の構想に対し、新聞界の意見はまとまらなかっ

断行」する決意を表明した。 断行」する決意を表明した。 が自ら構想していたことも、注目に値する。地方紙は「一斉に共販に紙が自ら構想していたことも、注目に値する。地方紙は「一斉に共販に紙が自ら構想していたことも、注目に値する。地方紙は「一斉に共販に金国紙による圧迫を受けていた地方紙は、販売競争を停止する共販制金国紙による圧迫を受けていた地方紙は、販売競争を停止する共販制金国紙による圧迫を受けていた地方紙は、販売競争を停止する共販制

一方、東京各紙は、主に東京日日、読売、報知の各新聞が以下の理由

から共販制に反対した。

- (イ) 新聞は一般商品と異り共販の対象たるに適しな
- (ロ)全国に分布された販売網組織は共販の必要性を希薄ならしめ
- (ハ) 強ひて共販を実施すれば配達能率を悪化すること必至である<sup>②</sup>

であるとの対案を提出し、三紙のほかに中外と都新聞もこれに賛同した。東京各紙は共販制に代わる「濫売防止不正競争廃止協定」を行うべき

(前略)東京某大新聞で数十年の販売経験を有する委員の如きは、 (前略)東京某大新聞で数十年の販売経験を有する委員の如きは、 (前略)東京某大新聞で数十年の販売経験を有する委員の如きは、 (前略)東京某大新聞で数十年の販売経験を有する委員の如きは、

終的に政府側参与が斡旋に乗り出すこととなった。けて大きな障害となっていたのである。収拾がつかなくなったため、最が紛糾した。地方紙と全国紙の間には深い対立があり、共販制実施に向このように、業務委員会において、全国紙と地方紙の委員により議論

歩する姿勢へと転換した。その理由を、朝日新聞の当時の販売部長は次以上述べてきたような激しい議論を繰り返した全国紙は、最終的に譲

のように回想する。

すことができるのなら、傷が浅いのではないかと考えた。〔後略〕 三紙の力を削ぐという点に主眼があるのだから、共販ぐらいで、済ま〔前略〕政府・軍部の根本の狙いは、新聞統合―再編成で、ことに全国

販制は強引ながらも実施へと前進した。により、全国紙と地方紙との間の確執は、根本的解決を見ないまま、共にうして、政府による業務委員会における介入と全国紙の消極的譲歩

## ③ 全国販売機関の統合

けて、次のような大綱七項を制定した。全国紙と地方紙の対立を一応収めた業務委員会は、共販制の実施に向

- 成せしめること個々に属せる各販売網を完全分離して統合一元的共販機構に再編、共販は新聞の共同配達、共同集金、共同輸送を目的とし、各社
- 、一市町村を単位として一販売所をつくること
- 名古屋等の大都市は府県に準じて一組合又は数組合を結成すし、この組合をして共販の主体たらしめる事、但し東京、大阪、、各道府県内販売所は道府県別に一販売組合(任意組合)を結成
- 同数を以て構成すに地方版を有する新聞社もこれに準ず)と販売所たる組合員との、右組合の役員は組合地域内に発行本社を有する新聞社(地域内

関西地区、 北海道樺太地区、 各道府県組合は左記ブロック毎に各々地区連合会をつくる 大阪市地区、 東北地区、 中国四国地区、 関東地区、 九州地区 東京市地区、 中部地区、

すると共に、管下各府県組合を監督指導す 各地区連合会は、 東京市に中央本部を設け、 その指揮統制に服

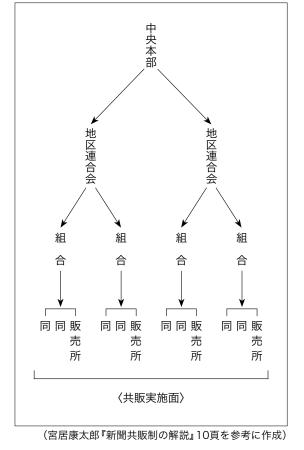
、十一月末日まで準備期間とし十二月一日を期し、 販実施のこと 全国 斉に共

ある。 立関係に配慮しながら、 権を採用したことで、全国紙と地方紙の機会均等を重視した点が重要で この大綱では、 業務委員会では、 中央集権を避けるため、 共販制実施が目指されたことが分かる。 表面上は落ち着いたものの、 府県組合に主体を置く地方分 引き続き両者の対

張行為を厳禁する」ことを決定した。 図2のとおりである。 後、共販組合)を作ることを決定した。 を期して共販制を実施する、 年(筆者注、 全国的な準備に着手することとなった。 により各種定款、 おいて声明が出され、討議を重ねた結果、理事会は新聞共同販売組合 この大綱により、八月下旬から九月上旬にかけ、業務委員会販売部会 昭和十六年)十一月末日までを準備期間とし、十二月一日 規約、 施行細則、 このため九月二十三日以降、 実施要項などが決定され、 共販組合を含めた、共販制機構は、 続く九月二十七日、 九月十七日の理事会では、 業務委員会に 切の新聞拡 引き続き 今 议

を基準としていた。この組合は、 浜の四都市はそれぞれ 共販組合は、各道府県を単位として一組合、 二組合、 東京、 それぞれ東京市、 大阪両市はそれぞれ数組合の設置 名古屋、 大阪市、 京都、 北海道樺太、 神戸、 横

#### 共販制機構図



連合会のいずれかに、 関東、 中部、 関西、 属することになった。 中国四国、 九州の ブロ ツ ク別に設置された各

東北、

図2

務委員会は、 の対立に加え、 作ってほしい、 紙と同じ中部地区への編入を忌避し、 の新聞社から、 新愛知・名古屋新聞二紙の勢力を脅威とする北陸三県 く関西地区とする、 共販組合組織時に、この全国のブロック分けを巡り、 北陸地区の設置は却下したものの、 という内容であった。ここには、 地方紙間における販売上の対立構図が浮かびあがる。 業務委員会に要望が提出されたのである。 柔軟な対応をみせた。 三県に新潟県を加えた北陸地区を 前述の全国紙と地方紙 三県を中部地区ではな (石川、 問題が生じた。 地方大手の二 福井、富山

店の解散式への警察による臨検が行われるなど圧力がかけられた。 自主的統制団体である新聞聯盟での決定という建前 や 新聞各社 販売 方

新聞

. 聯盟において、

政府の思惑は確実に反映されていた。

以外に、千葉、宇都宮、前橋、静岡、松本も同様に適用外とした。たが、もともと適用外の六大都市(東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜)まざまな工夫を凝らした。「一市町村に一販売所」が共販制の原則であって、業務委員会では前述のように、新聞紙間の対立を緩和させるためさ

政府側参与による業務委員会への介入が大きいといえる。 をいかに緩和していくかが、業務委員会における課題であり、また重要 だものの、 な役割であった。そのような状況下にあっても実施にこぎつけたのには、 に全国紙と地方紙間、 れることとなった。また、名古屋市、 こうして、 以上みてきたように、 翌昭和十七年二月までに、 目標とされた十二月一日までに、 あるいは地方紙同士の間で対立が起こった。これ 実施にいたるまでの過程において、 いずれも共販制に移行した 東京市、 京都市は、 全国的に共販制が実施さ 多少ずれ込ん 「自主的組織 事あるごと

# 三、新聞共同販売制度実施まで

## ① 共販制実施概要

共販制がどのように実施されたかを考察する。で発行された『新聞共販制の解説』(以下、『解説』と略す)を主な史料とし、本節では、前節までの流れを受け、昭和十六年十月の共販制準備段階

の役割を紹介している。その指示のもと共販の元締めを行っていた。『解説』は、次のようにそその指示のもと共販の元締めを行っていた。『解説』は、次のようにそ前章で、新聞聯盟の機構を紹介した。同聯盟を母体とする共販組合が、

購入問題、 と表裏一体といふよりは、 最高統帥機関だが、その中央部は新聞聯盟事務局内に在つて、 理しつゝあり、 共販制を実施せしめた許りでなく、 〔前略〕 れも聯盟社員社の代表ではありませんか。 は不即不離の関係で、 して共販の元締めをやる訳です。 活発に促進してゐるのです。 新聞聯盟は共販制の母体とも云へませう。 編集広告の合理化問題等時局下緊要な問題を自治的 云はゞ国家的見地から新聞界各部門に亘る新体制! 現に組合の理事の一 聯盟の指導下に共同販売機構の中核 命令系統からいへば中央本部が組 直属上官ではないが、 用紙の配給制 〔後略〕 <sup>29</sup> 因たる新聞 限 新聞 問題、 社側 聯盟 聯盟と組合 理事 新聞 は 聯盟 に処 合の 資材 独り は 何

よる特定新聞の勧誘拡張』を禁止することが定められた。に努め、読者の要求する新聞を販売』し、『自己の意志又は他の請託にに努め、読者の要求する新聞を販売』し、『自己の意志又は他の請託には努め、直目として、定款により『公正妥当なる方法により新聞の普及間聯盟と「不即不離」の関係にあり、重要な存在であったといえる。

(イ) 定価販売 (公認配達料は別

二点目として、

次の事項を一切禁止した

- (口) 無代紙撒布
- 主催又は後援の催物、拡張材料、拡張員の使用
- こ) 其他の不正販売(30)

三点目として、販売所業務細則により、次の事項が定められた。

- 此限りでない。 (イ) 通信其他の副業をしてはならぬ、組合の許可を得たるものは
- (ロ)何れの新聞社からも金品饗応を受けてはならない。
- (ハ)取扱ひ各新聞の優劣を批評せざること

の」と説明する。 格とイデオロギーとを全く一変せる非常時局下の寵児たらんとするも格とイデオロギーとを全く一変せる非常時局下の寵児たらんとするも売所、直配所、出張所、売払、合売所等直営、自営諸々の販売店とは性されたのだろうか。『解説』は、販売所を「共販所」と表し、「従来の専では、実際に業務を行う全国の販売所は、どのように組織され、運営では、実際に業務を行う全国の販売所は、どのように組織され、運営

域においても、状況によって適宜区域の分割、合併の措置がとられた。設置を許可したが、前章で述べた北陸三県のように、六大都市以外の区売所を設置した。六大都市には数区域以上存在するため、十数店以上の基本的に、六大都市を除き一市町村を基準に一区域とし、これに一販

「販売権評価出資」「現金出資」を挙げている。『解説』では各人が適宜「現得ざる場合に限り」、聯盟理事会の承認を得て実施することとされた。学げられた。共同経営の販売所については、「完全なる統合形態を採りとされ、「販売店統合に適するもの」として「有限会社」「任意組合」が組織の実施形態は、「各種会社」「各種組合」「個人経営」のいずれか

は現地に委ねられた。金出資」する方法をもって、「完全な形態」と説明しているが、その選択金出資」する方法をもって、「完全な形態」と説明しているが、その選択

放送が行われている。部長から新聞読者である国民に対し、共販制に対する理解を呼びかけるに移行した直後の昭和十六年十二月十六日、ラジオにて吉積情報局第二以上のように、全国の販売所が整備され、運営されていった。共販制

あります。〔中略〕の要求に応じ、いづれの新聞でも販売すると云ふ建前をとつたのでの要求に応じ、いづれの新聞でも販売すると云ふ建前をとつたので聞聯盟の監督下におき、一販売店はその担任区域内に於て、各家庭きでないと云ふことから、各地の販売店を各社から独立させて、新〔前略〕この非常時局に於てそんな自由主義的無統制の競争をすべ

れ亦新聞聯盟事務局に御通知下さい。〔後略〕 おいと存じますが〔中略〕故意にそんな事をする者があつたらこ が聞が投入されたり、或は配達漏れになつたりする事がないとも限 色々の齟齬が起きて、今迄とは異つた新聞が投入されたり、不用の 色の言とない。〔後略〕 が投入されたり、不用の のはにきましては、

それぞれに自身の存続をかけた思惑が存在していたのである。新聞統制の効率的推進という政府側の意図があり、また全国紙と地方紙れる。実際には、読者への配慮という建前の裏に、販売競争停止によるそれゆえに共販制実施に際し、国民の理解を得ようという意図が読み取吉積の放送からは、共販制が手探りの状態で始められたことを強調し、

#### (2)長野県での )実施例

らしたのかを、 最 般後に、 共販制が地方でどのように実施され、 長野県の例から考察したい どのような変化をもた

構築が進められていた。 十三年 信毎日新聞、 された。 三六三紙に及んだ新聞 信毎と略す) -から新聞統合が進み、 この段階で、 中信毎日 規定どおり昭和十六年十二月一日を以 の地方紙六紙が存在していた。 は 「新聞、 長野県下には信州合同 弱小紙から順次統廃合され、 当時日刊、 信州日日新聞、 週刊、 そして信濃毎日 .新聞、 旬刊、 すでに県下では、 南 ぞ、 月刊など合わせて 信 戦時新聞体制の 共販制 毎 日新 新聞 躓 が 昭 実 议 北 和 施

兀

下に入ることとなった。各地区にいくつかあった各社販売店は、 された。そして、発行本社から分離した各地区販売店 めとする、 部に所属することとなった。 とに合同、 括して取り扱った。 共販制実施にあたり、 松本則栄を支部長とした。 あるいは廃業して、 各発行本社から選ばれ出向してきた評議員の助言により運営 長野県は中坪八重蔵を本部長とする関東地区本 その下部組織である県支部を長野市に設置 県支部は、 店で地区内すべての新聞配達 信毎販売部長宮本国正をはじ が、 この県支部傘 集金を 地域ご

地方紙六紙が信毎 月には新聞統合による 濃毎日新聞』及び『百二十年の歩み:この二十年』に記述があるほ となく共販制が実施されたという印象を受ける。 あまり記録が残っていない。 長野県における共販制実施については、 社 一県 に統合されたことにも関係すると考えられる。 これら社史からは、 紙がさらに進行したことによって、 信毎の社史『百年の歩み それ 大きな問題が起こるこ は、 実施の翌年五 県内 か は

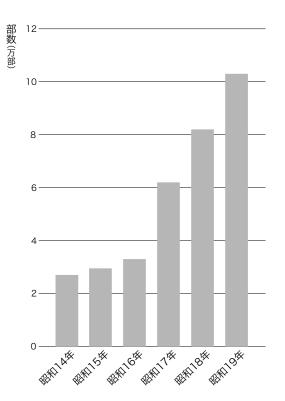
信濃毎日新聞 部数の推移

信 長野県における共販制実施の影響は、 信 毎 の販売部数にも表れ

主要全国紙の発行部数は、 約二倍の六万一、六八三部と増加している。 信毎は地元において絶対的な発行部数を誇っていた。 十六年に三万三千部前後に拡大し、 万一、五〇〇部、 毎 販売部 数 は、 読売新聞三万二、八二三部であり、 実 施 前 朝日新聞四 (昭和十五年) 実施後 **万四、** には三万弱だっ (昭和十七年七月現 このとき、 八八四部、 これらと比べても 県内における 東京日日新 たが、 在 に 昭 は 聞 和

国紙を抑制し部数を増加させるという結果をもたらした。 なったという。 社史によると、 元で大きく販売部数を増加させた。 争が抑えられる一 政府側としては思惑どおりであり、 共販制の実施により、 方で、 新聞統合により県内唯 都会から長野県への疎開者が多く 表立った部数拡張戦はできなく また地方紙には、 紙となった信毎 全国紙の販売 は 全

地 競



(信濃毎日新聞『百二十年の歩み』編集委員会編『百二十年の 歩み:この二十年』 同社、1995年、50頁を参考に作成)

の進出を抑制するという目論見が成功した一例といえるだろう。ともに増加傾向をたどった。地方紙にとって、国家の力を借りて全国紙なったことに伴って新聞需要も増し、信毎の販売部数は戦争の長期化と

# ③ 新聞聯盟の解散とその後の共販制

こととなる。 東条英機内閣のもと解散し、代わって同年二月、特殊法人日本新聞会 いが起こったものの、実施後は何ら苦情の声はあがらなかったという。 上げていないが、記録によると東京市の販売店で新聞社同士の小競り合 軽く触れる程度にとどめておく。 中央集権を避ける形で始まった共販制も、 で設立され、政府の管轄下に置かれた統制機関であった。 十六年十二月十三日に公布された「新聞事業令」に基づいて政府の命令 の自主的統制機関であった新聞聯盟とは大きく異なる性格をもち、 (以後、 共販制の母体となった新聞聯盟は、昭和十七年(一九四二)に入ると 共販制に反対していた全国紙の状況について、本論文では詳しく取り 以上、共販制の地方における実施の一例をみてきた。 日本新聞会)が設立されることとなった。日本新聞会は、 日本新聞会時代の共販制運営について、ここでは以下に、 徐々にその性質を変えていく したがって、 新聞界 昭和

でも反対があると何も決められない。さらに地区組合の独立性が強く、代に実施された全国販売所の形態を「各新聞社の集合体である上、一社調整など、さまざまな事業に取り組んだ。この組織のもと、新聞聯盟時間事業の運営に関する統制指導や、共同販売に関する指導助成、新聞記日本新聞会は、新聞統合の完成を目指すとともに、編集そのほかの新

まに、中央本部の権限が強化され、中央本部から末端の販売所まで、上人日本新聞配給会が設立された。こうして、基本的な機構形態はそのま中央本部の威令が届かない」として、昭和十七年十月二十六日、社団法

### おわりに

意下達が徹底された。

考察し、実施によりもたらされた結果を長野県の例からみてきた。以上、共販制実施にいたるまでの過程を、業務委員会の役割を中心に

たのである。
共販制は昭和十六年十二月一日を以て、実施されるに至ったのである。
共販制は昭和十六年十二月一日を以て、実施されるに至っがなされないまま全国紙が妥協し、全国の販売機構統合による販売網のがなされないまま全国紙が妥協し、全国の販売機構統合により、根本的解決となっており、この対立を緩和することが、共販制実施に向けて常に意形成を経て、共販制は昭和十六年十二月一日を以て、実施されるに至ったのである。

のよい結果であった。 側にとっても当初の目論見どおり新聞統制の効率化を図るうえでは都合 ががえた。信毎のような地方紙にとって、共販制は県内の全国紙勢力 うかがえた。信毎のような地方紙にとって、共販制は県内の全国紙勢力 また、長野県の例からは、同県下で同時期に進行していた新聞統合の

日本新聞会、また日本新聞配給会のもと続けられた共販制について、

ていきたい 化があったのか、とくに上意下達の実態については、 本稿で扱ってきた新聞聯盟の時代から、 本稿で述べてきた諸統制機関や新聞の役割とその意義についても考究し い。これを足掛かりに、 戦時期新聞統制全体における共販制、 運営面で具体的にどのような変 今後の課題とした ひいては

#### 注

- (1)情報局に改組されるまでは、昭和十一年(一九三六)に公式設置された内閣 情報委員会が翌年内閣情報部に改められ、情報宣伝業務を行っていた。
- 2 朴順愛「『十五年戦争期』における内閣情報機構」(メディア史研究会『メディ ア史研究』三号、ゆまに書房、一九九五年六月) 新聞側が存続のために自ら戦時体制に協力したことを指摘してい は、 一方的な上からの統制
- 3 里見脩『新聞統合 略す)』(勁草書房、二〇一一年)が、「新聞統合」の過程について、 とに詳細な考察を行っている。 戦時期におけるメディアと国家(以下、『新聞統合』と 時期ご
- $\widehat{4}$ 前掲注3、里見『新聞統合』、一四〇~一四三頁
- 5 二〇一に続いて全国第六位の紙誌数であった。(前掲注3、 昭和二年の長野県における新聞紙・雑誌の総数は一九二に上り、 六~一八頁、図表 ] 里見『新聞統合. 兵庫県の
- 6 昭和十五年二月十三日、 情報部「新聞指導方策に就て」
- 五年)、二六二頁。 (内川芳美編、現代史資料四一『マスメディア統制二』 みすず書房、一九七
- 7 昭和十五年五月十七日閣議決定、「新聞雑誌用紙統制委員会設置にともなう 閣議諒解事項」 (前掲注6、 内川『マスメディア統制二』)、二六四頁
- 8 日本電報通信社編『新聞総覧 昭和十七年版』(同社、 一九四二年)、第二部

頁

9

- 情報部情報官久富達夫に宛てられた地方新聞社一七紙からの意見書が、『情 とめ役を担った。 二○○○年)にまとめられている。名古屋新聞の森一兵が、 報局新聞統合関係史料』 力姿勢を示した。 と有力地方新聞一九社代表による時局懇談会で、地方紙を代表し政府への協 森は、昭和十二年十一月に開かれた近衛首相ら政府関係者 (前掲注3、里見 (有山輝雄他編『情報局関係資料 『新聞統合』、一三二~一三三頁)。 第六巻』柏書房 地方有力紙
- 伊藤正徳『新聞五十年史』(鱒書房、一九四七年)、二二〇~二二一頁
- 前掲注10、 伊藤『新聞五十年史』、二二〇~二二一頁。

 $\widehat{11}$  $\widehat{10}$ 

- 12 前掲注10、 伊藤『新聞五十年史』、 四四三頁。
- 13 前揭注3、 里見『新聞統合』、一三四頁
- 前掲注10、
- 14 伊藤『新聞五十年史』、 四四三頁
- 15 前揭注8、 日本電報通信社編『新聞総覧 昭和十七年版』、 第二部
- 昭和十六年度下期の用紙配給量を、昭和十二年の実績を基準として、使用す 注3、里見『新聞統合』、一三六頁。 る用紙の量(発行部数)に応じて削減率を定めるというもの。詳しくは前掲

16

- 17 前揭注8、 生じた例もあったという(前掲注3、里見『新聞統合』、一三九頁)。 際には、表面化しなかっただけで販売店における調査時に暴力沙汰の事件 日本電報通信社編『新聞総覧 昭和十七年版』、第二部七頁。 実
- 18 里見氏によると、答申案は次の内容である。前述の「有代発行部数」に対 新聞社の「消費率」とする。この消費率に対し、一定累進率を乗じて実際配 昭和十六年六月中の、新聞の一日平均頁数を乗じ、これを連数に換算し、各 給率を算出し、この率により下期の送配給数量を決定する。
- 19 昭和十五年十二月五日、 局関係資料』第一 六二頁。 大熊嘱託 「新聞統制試案断片」(有山輝雄他編
- 久富情報官に提出された各社からの意見書(注7)からは、 京都日日新聞

20

- 21 前揭注10、 伊藤 『新聞五十年史』、四五五頁。
- 22 前掲注10、 伊藤 『新聞五十年史』、 四五五頁。
- 23 前揭注10、 伊藤『新聞五十年史』、四五五頁
- $\widehat{24}$ 田畑忠治朝日販売部長証言、朝日新聞販売百年史(東京編)刊行委員会編『朝 日新聞販売百年史(東京編)』(朝日新聞東京本社、一九八○年)、一七○頁。

38

- 25 前揭注8、 日本電報通信社編『新聞総覧 昭和十七年版』、第二部八頁。
- 26 前揭注10、 伊藤『新聞五十年史』、四五七頁
- 27 前揭注3、 里見『新聞統合』、一四二頁。
- 28 宮居康太郎 料集成』などを記した。 『支那事変従軍記蒐録』『大東亜戦争史』『新聞界人物評伝』『言論統制文献資 九四一年)。宮居は従軍記者として活躍した人物であり、 『新聞共販制の解説並に規約・定款・細則一覧』(情報新聞社、 当該著作のほか、
- 29 前掲注28、宮居『新聞共販制の解説並に規約・定款・細則一覧』、四八頁
- 30 「組合定款」第三三条以下、第三八条までを参照 制の解説並に規約・定款・細則一覧』、二一頁)。 (前掲注28、 宮居『新聞共販
- 31 約・定款・細則一覧』、二三頁) 「販売所業務細則」第五条を参照 (前掲注28、 宮居 『新聞共販制の解説並に規
- 32 前揭注28、 宮居『新聞共販制の解説並に規約・定款・細則一覧』、二〇頁。
- (3)「道府県市新聞共同販売組合施行細則」第二条参照(前掲注28、 販制の解説並に規約・定款・細則一覧』、<br/>
  、六六~六七頁)。 宮居『新聞共
- 34 「共販制実施準備要綱」 細則一覧』、五六頁)。 (前掲注28、 宮居『新聞共販制の解説並に規約・定款
- 35 「組合定款施行細則」第二条参照 約・定款・細則一覧』、二三頁) (前掲注28、 宮居 『新聞共販制の解説並に規

- (36)昭和十六年十二月十三日、吉積正雄ラジオ放送「戦時下新聞新体制」『国策放 収録、三一~三四頁〉。 送』(日本放送協会、一九四一年)〈『国策放送 復刻版』(大空社、一九九〇年)
- <u>37</u> 長野県特高課編「長野県特高警察概況書」長野県社会運動資料八 されたものである。 東京大学法学部研究室図書室所蔵)。里見氏が調査中、 同図書室で発見 (一九四〇
- 信濃毎日新聞「百年の歩み」編集委員会編『百年の歩み―信濃毎日新聞』(信 にこの社史に依拠した。 『百二十年の歩み:この二十年』(信濃毎日新聞、一九九五年)。本節は、 濃毎日新聞、一九七三年)、信濃毎日新聞『百二十年の歩み』編集委員会編 主
- 39 東京日日営業局長の七海又三郎によると、「初めは寂しいという考えでいたよ うだが、やってみると楽だし、 づる新聞史』三号、日本新聞協会、一九七六年)。 会編「七海又三郎―東日の〝切り込み隊長〟」『別冊新聞研究 金が入る。新聞社の経営は、これで非常に良くなった」という(日本新聞協 た。競争するための販売費がいらなくなった上、送った紙の分だけキチンと 四三頁を参考)。 共販制に馴れた。また新聞社も、これで儲け (前掲注3、里見『新聞統合』 聴きとりでつ
- $\widehat{40}$ 日本新聞会事務局編『日本新聞会便覧』(日本新聞会、一九四四年)。
- $\widehat{41}$ 川上富蔵『毎日新聞販売史 五三〇頁 戦前・大阪編』(毎日新聞大阪開発、一九七九年)、

## 著者プロフィール

西澤梨花(にしざわ・りか) 平成五年(一九九三)長野県生まれ

駒澤大学文学部歴史学科卒業

卒業論文「戦時期日本の新聞メディア―緒方竹虎の言論政策と「思想戦」―」 現在駒澤大学大学院人文科学研究科歴史学専攻修士課程一年